第12回 函館市自治基本条例策定検討委員会要旨

日 時 平成20年4月17日(木)18:30~20:30

場 所 函館市役所8 F 大会議室

1 開 会

2 情報の共有について

(横山委員長)

情報の共有について、前回、庁内検討プロジェクトチームの方に条例原案を作っていただきたいということで投げかけ、作成してもらったので、まずそれを説明いただき、それをさらに揉んでいくこととする。

(庁内プロジェクトチーム)

庁内プロジェクトチームの堀田です。条例案を説明する。

まず、章の名前は「情報の共有」で、その章の中に「情報の共有」という条があり、重複しているのではないかという意見があったが、章の名前を「情報の共有等」や「情報の取り扱い」に変えた方が良いのではないかという意見があったので、「情報の共有等」に変えている。

次に情報の共有についてだが、ここの情報の共有については、前回の会議で事務局預かりとしこちらで検討するということになっていたが、こちらで前回の議論も踏まえて協議した結果、記載のとおり「市及び市民は互いに保有するまちづくりに関する情報を積極的に提供しあい、共有することに努めます。」ということに決めた。市と市民が互いに情報を共有することが大切であるが、市と市民とでは市のほうが圧倒的に多くの情報を持っているので、市が方がたくさん情報を出して、市民の方が積極的に受け取ると共に、持っている情報を出してもらうということも大切であるということから、条文に「相互に提供しあい共有する」ということを盛り込んだ。ただ、次の条の「情報の提供」第1項の「情報の提供」の部分と重なっているのではないかという意見もあった。

続いて、「情報の提供」だが、第1項は「市は、まちづくりに関する情報を市民に迅速にわかりやすく公平に提供することに努めます」とした。前回の会議では、「まちづくりに関する情報」のところは、まちづくりに限定せずに広域な情報をということで、"市の保有する情報"とすると一度なっていた。しかしこちらで協議した結果いろいろ意見がでて、「情報とは何か」ということでも色々話し合い、図(配布資料)のような形で整理した。まず、青いところは「市政に関する情報」、これはイコール市の保有する情報ではないかということで結論付けた。そして、市政に関する情報の中に個人情報が含まれている。もう一つ大きな括りとして、「まちづくりに関する情報」ということで、赤い部分の枠で囲ってあるところ。まちづくりに関する情報については、市役所で持っている情報もあれば、市民の方で持っている情報もあるということで、条文の中に入れてある。「情報の提供」のところで、提供する情報についてだが、なぜ「まちづくりに関する情報」にしたかというと、図で言っているここの部分(※図を示している。)の提供をイメージしているので、市の保有する情報ではなくて、まちづくりに関する情報の方が良いのではないかということで、「まちづくりに関する情報」に書いている。

また、市の保有する情報とすると、個人情報も含まれてしまうので、それはまずいのではないかとい

うことで、この範囲ということでやっている。

表現についてだが、「すみやかに」という言葉を使う場合は「~~したときは」などの前提条件が必要になるために「迅速に」という表現に換えている。また、「迅速に」は差し迫った危険に関する情報の提供などに用いられており、「適時」の方が法制的に望ましいという意見もあった。

続いて2ページを開いていただきたい。「情報の提供」の第2項について、「市は広報紙、ホームページをはじめとした多様な手段による情報の提供に努めます」と言うように条文を若干直している。議論の中で、「広報紙」や「ホームページ」と言う言葉に視覚障害者が敏感に反応するのではないかという意見があった。また、「はじめとした」という言葉については、こちらで敢えて工夫した表現ということであったので、条文ではこのままの表現にしてあるが、法制的には「等」の方が望ましいのではないかという意見があった。

続いて「情報の公開」だが、条文は「市は市政に関する情報について、市民の知る権利を保障し、原則として公開します。」とした。この条については、函館市の情報公開条例のことを言っていると思うので、条例ではここの部分を「市政に関する情報」ということで規定しているため、図で「市政に関する情報」=「市の保有する情報」だが、条例との整合性を考えて、ここの部分を「市の保有する情報」から「市政に関する情報」に換えている。また、法制的に「市民の知る権利を保障する」を後ろの方に持ってきている。

最後に「個人情報の保護」は、「市は、市の保有する個人情報を適正かつ厳重に取り扱います。」そして第2項のほうは「市は、個人情報の開示請求等の権利を保障します。」とし、ここについては我々の方でも議論したが特に異論はなかったので、前回の会議と同じ条文となっている。以上である。

(横山委員長)

ありがとうございました。だいぶ、今までの議論とニュアンス的に言うと違うような気がしないでもない。むしろ会議の中でプロジェクトチームの方が発言いただいたほうが良かったのかもしれない。一応ご報告いただいたが、これから議論していきたいと思う。

「情報の共有」というところで私の印象を言うと、今までの議論というのは、市が多くの情報を持っている、市民ももちろんあるのだが…というところであり、敢えて言うならば自治基本条例と言うのは、やはり市が、積極的に保有するまちづくりに関する情報を提供する、ということがむしろ「共有」の中心になる、という議論をやってきたと思う。「互いに保有する」といっても量的に全然違うので、自治基本条例をつくる目的にも絡んできてしまうと思うが、こういう表現になるのならば書かなくてもいいようなものになりかねないという気がする。一番この「情報の共有」というのはキーワードになると思うし、多くの自治体の自治基本条例を見ても、「互いに保有する」と言う表現ではなくて、市が積極的に情報を出すということによって情報共有になるという、こういうことになるのではないだろうかと思う。なので、そのあたりの議論を委員の皆さんにしていただきたい。そして、その次の「市の保有する情報」を敢えて「まちづくりに関する情報」にする必要があるのかないのかということ。同じく2番についてはそれほど意義はない。それから「情報の公開」について「市政に関する情報」は同じ意味ならば「市の保有する情報」にした方がずっといいと思う。敢えてここにまた面倒くさい「市政に関する情報」とあれば、「市の保有する情報」とずっと言ってきたのに何で「市政に関する情報」なのか、と言うところ

があると思うので、私は疑問がある。あと細かい、「等」をつけるかとか文章表現については後にして、 議論いただきたい。ここ $1\sim 2$ 回やってきた議論の流れと違う提案がなされたような感じをうけている。 (川田委員)

言葉としては確かに新しい単語がぽつりぽつりくるが、話した内容を役所の方がそれなりに咀嚼したのかなと思えば、議論から突拍子もなく離れているとは思えない。例えば、一番目の■の情報の共有のところで、「提供し合い」という"合い"という表現は始めて出てきたが、話としては99対1でもいいからともかくお互いがお互いの情報を流しっこしましょうね、というような議論をしていたので、それを酌んで役所の人はこういう表現をしたのかなと思えないでもない。ただ、委員長が指摘されるようにあまりにもボリュームが違いすぎるものを、こういう対等みたいな表現をしていいのかなというのは確かに疑問だ。

(横山委員長)

市民の役割とか責務のところで、ある程度書いていく必要はあると思う。「互いに」、「共有」、「積極的に市民も情報提供する」ということは書いていく必要はあると思う。ただ「情報の共有」というのは一つのすごく重要なキーワードで、今までは市が提供をそんなにしていないわけだから、これから本当に協働とかまちづくりを市民が参加、協働してやっていこうという時には、市から相当情報をいただかないと協働が成り立たないと思う。そういう趣旨で考えれば、ここはむしろ積極的に市が情報を提供するということを中心にすえていかないと、次の協働のところがうまく表現できないのではないかと思う。

おそらく、多くの自治体の自治基本条例がそこはそういうようにして、「互いに共有する」とか「互いに保有する」とかではなくて、むしろ市の情報の積極的な提供ということを言っているのだと思う。だからすごいキーワードになると思う。情報共有がちゃんと書いていかないと、協働もいかないと、私は思う。

たとえば、第1回目のときの、ニセコ町の第3章、情報共有について書いてあるが、「町は町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない」と、情報共有のための制度ということで、「町は情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹にこれらの制度が総合的な体系をなすよう努めるものとする。町の仕事に関する町の情報をわかりやすく提供する制度。町の仕事に関する町の会議を公開する制度。町の保有する文書、その他の記録を請求に基づき公開する制度。町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度。」という形で、むしろ、情報を町が出す、ということが中心になっている。稚内市の条例も、第3章で「情報の共有」が書いてあるが、「市はまちづくりに関して、市民に情報を適切な時期にわかりやすく提供し、情報の共有に努めます」という文言でやはり"市が出していく"ということ。それらを前提として参画、協働という議論になっていくということだと思う。だから、こういう表現だとどうなのかと、私は思う。結局何も書いていないのと同じなのではないかという気がする。

(木下委員)

前回,前々回とお休みしたので,従前の議論を踏まえていない発言になるかもしれないが,共有と提供は必ずしも二つに分ける必要はないのではないだろうか。委員長がおっしゃったように,提供と言うのは共有するための手段,市が提供するからようやく市民と情報が共有できるという理解でいいのでは

ないかと思う。なので、あくまで個人の意見だが、「市がまちづくりに関する情報を積極的に提供して、 市民と共有するように努める」というような、提供というのは共有するための手段である、前提である というような表現でもいいのではないかと思った。

(横山委員長)

情報の提供という中に、「市はまちづくりに関する情報(あるいは市の保有する情報)を迅速にわかりやすく公平に提供し、情報共有に努めます」というような文言でいいのではないかということか。

(木下委員)

「公平に」とわざわざ入っているのも。

(横山委員長)

それはまた、別に議論したい。従前の議論だと、情報共有ということがちょっとなんとなくわかりに くいので、情報提供の前に、情報の共有ということでひとつ置いた方がいいのではないかという意見も あった。

(丸藤委員)

「提供し合い」ということは、市民も市に情報を提供する、その具体的な情報と言うのはどういうことをイメージしているのか?

(横山委員長)

前回の議論の中ではこういう「積極的に提供し合い」というのはこの中では議論していないので、プロジェクトチームの方に聞きたい。

(庁内検討プロジェクトチーム)

前回の議論の中では、情報の共有ということで双方向的なイメージもあるということで議論があった。 その中で、共有は市民からの広い意見をもらうことも情報共有の具体的なイメージなのではないかということで、「意見をもらう」ということも話されていた。例えば市長への提言や市政はこだてで出すような意見募集、また移動市長室などのようなものについても市民からの意見、コメントをもらう、という意味で、双方向的なイメージ、市民から広く意見をもらうということが共有なのではないかという前回の議論を踏まえてこのようにした。

(横山委員長)

前回の議論を踏まえてというよりも、パブリックコメントなど市民の意見を拾っていくという部分は 別途書くということになったので、市民の意見をもらうということを、「互いに保有する情報を提供し合い」というのとは違うのではないか。市は色々な情報を流していかなくてはいけないが、市民が意見を 言うというのと同じことではない。パブリックコメントなどの市民の意見を色々な形で受けるところは また別のところで、ということではないだろうか。

例えばニセコ町だったら、町は情報共有をするためにこういうことをすると言い、その中で町民の意 見や提言がまちづくりに反映される制度を入れている。これでは「双方向」ということにならないので は。

(市居委員)

逆に双方向になっている気がする。お互いに話をしたり、やっていく中でまちづくりをしていこうと

いうことだから、市が一方的に出していき、それを情報として伝えていく、伝えるのは市政はこだてや ホームページなど色々あるけれども、それを受け取る側がちゃんと理解しないと情報にならないという ことがあった。それに対して、市民からの共有というのは、あがってくるのはパブリックコメントなど 色々なところが出てくるが、それで果たして共有になるのかというとそうではない、そうすると、その なかで「提供し合う」という言葉が出てきても、私は不自然ではないと思う。

(横山委員長)

むずかしい。完全に情報の量というのが違うので。パブリックコメントだとか市長への手紙のような ものを整備しないといけないということを参画,協働の中で「整備する必要があります」のような表現 はできるだろう。それから「市民の役割」のところで市民の方も客観的に情報を受け取ってまちづくり に生かしていかないといけないというのはわかるが、情報の共有のなかでこれらが入ってきてしまうと、 結局何をこの「情報の共有」のところで言いたいのかがわからなくなって、次の「参画、協働」の論理 につながらないのではないか。つまり、従来というのは、情報というものを、必ずしも市の方も積極的 に出してきたわけではないという状況で,市民の方もそんなに客観的に情報を受けていなかった,つま り自分たちに都合のいい情報は受けてきたがあまり都合の良くない部分は流してきた、という状況もあ る。それである程度何とかなってきたのが今までだと思うが、これから参画、協働ということが中心に すわって、色々な背景が出てきている。そうしたときに、市は積極的に持っている情報というものを市 民にわかりやすく客観的にたくさん流していかなくてはいけない。そうしないと対等な情報の共有、対 等な関係にはならない,というニュアンスの情報の共有が強いと思う,参画協働のために。だけど,皆 さんの言うように,市民も正確に情報を受け止めないというのは「市民の役割」の中で入れていく必要 はある。だけど、ここに入ってしまうと、おそらく後全部うまくつながらないのではないかと私は思う。 参画、協働というのが、ぼんやりしてしまうと思う。それから市民の意見を色々聞く機会をいっぱい設 けるというのは「市の役割」の中にいかざるを得ないのではないか。そう私は思う。こういう表現にな ると参画協働の議論がやりににくくなってしまう。

(川田委員)

庁内プロジェクトの方は、前回の議論をどうやったら文章にできるかというだいぶ苦労してこういう 文章を作り上げてきたと思える。全体としての議論は、委員長が言うように、この部分はやはりあまり にもバランスが違いすぎるのだから市民から意見を吸い上げる部分は別に切り離したほうが良い、市が 持っている市民におろしてきてはじめて共有としよう、というのであればそれはそれで別に構わないと 思う。ただ、ここに書かれていることは、前回の話の流れではあると思う。

(大江委員)

前回やはり委員長が「市が持っている情報量というのは圧倒的だから、市が持っている情報をとにかく公開する、提供するということが重要だ」と言っていたことは私も覚えている。ただ同時に、バランス的にどうかという問題はあるが、双方向性というキーワードも同時に出ていた。確かに今日出てきた条例の文言はバランス的に言うと、市も市民も50:50ぐらいに情報量があってお互いに提供し合うという風にも読めないこともないし、委員長の危惧もわかるが、逆に言うと、市民参画や協働というのは情報の共有とは違う概念だと私は思う。情報の共有というのはあくまで「すでにある情報をお互いに

知り合う」というのが情報の共有で、参画や協働というのはその情報を変えないといけない、お互いに意見をぶつけて、違った次元のものとか情報とか活動に変えていくということが大事だと思う。だから、情報を共有することをこういう風に書くと、協働や参画というものがぼけてしまうというのは、質が違うものなので必ずしもそうではないと思う。結論としては今日、協働や参画のところをやってからもう一度ここに戻って、果たしてこういった書き方が強すぎて、もうちょっと市の側に責任のあるような書きぶりになおすというのも大事かとも思う。あと、まったく別の観点で、ちょっと危険だと思うのは、市民が情報を提供し合うという時にややリベラルな考え方から言うと、治安情報というかとにかく市民が持っている情報をお上に告げるというような気もする。そういった視点から見れば、違う意味で「積極的に提供し合い」というのは危険かとも思う。

(丸藤委員)

言わんとしていることはいいと思う。情報量が市の方が圧倒的に多くて市民が少なくても、立場的には50:50のような表現がいいと思うので、情報量がこちらの方が圧倒的に多いからどうということでもないと思う。それとは別にさっき大江先生が言ったように、読む人が読むと、「積極的に提供し合い」というところがチクリ合戦のような、一時代昔の怖い世の中のようになる怖さを含めた表現に読んでしまう人も中にはいるかという一抹の不安もある。根底に流れているものとしては、これでいいと思う。

(横山委員長)

「情報の共有」という言葉をどうしても少し説明しながらということで一条設けるということになった。逆に非常に面倒であれば、「情報の共有」という言葉のために一条もうけるならばやめてしまって、木下さんがさっき提案したような形に持っていくことも可能かと思う。いきなり「情報の提供」ときて、その中で「情報の共有に努めます」のような形にして、第何章を「情報の共有」というふうにするという形。

(敦賀委員)

情報の共有も提供も、「お互いに保有するまちづくりに関する情報」というのが入っていて「まちづくり」というところがかなり強調されているので、そういう面ではいいのではないかなと思う。

(大久保委員)

前回出てなかったが、これだけを読んでいくと、公平な立場というのは「市および市民のお互いに保有する」というところで平等だということは入れて、共有と提供という一つの組の中で市から積極的に出していく、持っているものをちゃんと提供するのだというところが、この二つを読むだけだと弱いかという感じを受ける。前回など、協働などのところを積極的に押し出した方がよいという意見もでていたりしたので仕方がないかとは思うが、「互いに保有する」のところがこの文面だと、50:50というように受け取れるし、そう聞こえてくる。市が持っているものを積極的に出すという要素が、この二つの中で情報の提供というところだけを読んでも、公平に提供して迅速にやりますというところで問題はないとは思うが、市も市民にもっと出していくのだという姿勢のようなものがこの二つの中のどこかに入っているとより良いと思った。

(横山委員長)

「積極的」ということがか。

(大久保委員)

はい。

(長尾委員)

それの今大久保さんがおっしゃったような、市から市民に直接に積極的に出す、ということをストレートに書いてしまったらよいのではないかと思った。

(横山委員長)

情報の共有のところを書き換えるということか?

(長尾委員)

「市が保有する情報を積極的に市民に提供します。」と一文で書いたら混乱はないのではないだろうか。 (佐々木委員)

委員会の話し合いをずっと一生懸命聞いていたが、深く良くわからなくて、委員長のおっしゃるとおり、この後協働などの話に入っていったときに、やっぱり情報のここのところがまずかったのではないかという話が出てきそうな気がするが、今協働まで話し合ってないので、その話にいってみないと、ここのどこがどういうふうにそっちと絡まってどういう話と関係してくるのかというイメージがわかないので、「提供し合い」というところを気にされているようだが私自身は実感がわかない。

(川田委員)

うまく書けないのでは。「情報の提供とは」というところで一条作ろうとしたのが無理だったのかもしれない。そしてやはり木下説に従って次の提供のところで「提供し、もって共有に努めます」という表現が落ち着くのでは。共有の一条取ってしまって。

(横山委員長)

それでは、そういうようにするか。とりあえずそういうようにしておいて、改めて。

当然前提となるのは、木下委員の案でいくと、市民の方がやはり客観的に情報を受ける必要があるのでそれは「市民の責務」の方で書いていくとか、市民の意見を色々聞くという制度的なものもどこかにパブリックコメント制度などと一緒に入れるとか、そういう前提を設けるということにしておいて、ここは木下委員の説をとり、こういうことにしてはどうか。

- ・第何章というところも「情報の共有等」の"等"は取る
- ・情報の共有を取ってしまい、いきなり情報の提供から入る

民の責務とか役割とか参画、協働の中で入れていくということで。

・「市は市の保有する情報を、市民に積極的かつ迅速にわかりやすく提供し、情報共有に努めます」 「公平に」はとりあえず取ってしまう。そして委員の中で懸念されている問題については改めて、市

それから2番だが、いかがか。「市は広報紙、ホームページをはじめとした多様な手段による情報の提供に努めます。」これは前回は「市は広報紙、ホームページをはじめとして多様な手段により情報の提供に努めます。」で、「として」を「とした」にしたり、「より」を「よる」にしたという問題だ。

あと、視覚障害の方が敏感に反応するというのは"広報紙"や"ホームページ"という言葉にという ことか?

(庁内検討プロジェクトチーム)

広報紙というと紙媒体、ホームページも見る情報だけを「はじめとして」と出ていたので、見る媒体ではないものも出した方が良いのではないかという意見もあった。

(横山委員長)

福祉の点から言うとどういうものを入れて欲しいか。例えば視覚障害の関係だと。

(庁内検討プロジェクトチーム)

音声情報や点字など。現在でも広報紙は点字版や音声版もやっている。目の不自由な方に対する配慮が足りないのではないかと、もしかしたら言われるのではないかということでつけさせていただいた。

(横山委員長)

広報紙は点字版がある?

(庁内検討プロジェクトチーム)

ある。

(横山委員長)

ではホームページの方が問題か?

(庁内検討プロジェクトチーム)

ホームページの方も、読み上げソフトに対応できる方法で作成はしているが一部対応していないところもあるので、その部分は「努めます」ということでやっていかなくてはいけないところである。

(横山委員長)

それでは一応,広報紙,ホームページについて全く対応していないということではない,ということでよいか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

はい。

(川田委員)

前の議論を踏襲して書いてもらったように思うが、2の項の一番下の※ところに「法律的には等の用語が望ましい」とコメントがついてきているが、その辺を木下先生のほうに聞いてみたい。

(木下委員)

特に、違和感はない。これでよろしいのではないか。

(横山委員長)

次の「情報の公開」ですが、これはどうか。前回は「市は市民の知る権利を保障し、市の保有する情報について原則として公開します。」ということだったが、これを逆にして、「市の保有する情報」を「市政に関する情報」としたわけだが、どうか。もちろんできるだけ個別条例を基にしなければいけないが、ニュアンス的に同じであれば、まったく個別条例を違うニュアンスになってしまうと困るが、個別条例と問題なく整合するのであれば、私は「市の保有する情報」でいいと思う。「情報の提供」のところで「市の保有する情報」となっているので、その方がいいのではないかと思う。逆に言うと、前のところで「市の保有する情報」と言っているのにこっちで「市政に関する情報」になると、かえって混乱すると思う。

(川田委員)

それは前回の通り。そっちの方が良いのではないかということで、皆同意していた。

(横山委員長)

ニュアンス的には同じなので、問題ないということでよいか?

(庁内検討プロジェクトチーム)

「市の保有する情報」というように同じ(表現にした)場合,知る権利に対して保障する公開(情報)と,情報提供する情報とがあるが,情報提供する情報は,広報紙やホームページに載せないといけない情報だということになる。つまり,情報公開と情報提供の(扱われる)情報が同じ,イコールになってしまうので,違いがあった方がよろしいのではないかという。例えば市役所の決裁文書など,情報公開条例的にはもし見たいということであればお見せするということになっているが,それ自体を広報紙やホームページに載せる必要があるのかどうなのか,そういう意味で同じ用語を使った方が良いのかという点で,議論いただきたい。

(横山委員長)

情報の公開のところを「市の保有する情報」という風にして、これを盾にとって解釈がもめるようなことは起こりえるか?例えば何かあったときこれを根拠にしてあまりにも解釈的にかけ離れた話へ持っていかれるようなことにつながるがあるか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

どちらかというと、公開の方に関しては、「市の保有する情報」という広い意味でとらえることは良いのではないかと思うが、公開する情報と、提供しなければならない、市民のお手元に出さなければならない情報というものが、イコールになるという部分が必要なのかということ。市役所の中では色々な文書が決裁行為を経られ、例えば職員の給与のことだとか、中で起きている公開されるべき文書というのは多々あり、情報公開コーナーでも非常に多いので文書目録だけを置いていて、それをみて見たい方には請求していただき2週間以内にお渡しする、その際には見せられないところは黒塗りしてお渡しすると。つまりそういった情報が、情報公開する情報、条例上で言うと市政に関する情報であり、今の議論でいうと市の保有する情報ということになる。ただ、それをホームページや広報紙に載せる必要があるのかというところの方が、情報提供のほうでちょっと問題があるかと思う。

(横山委員長)

「情報の公開」の方がいいが,「情報提供」の方か?

(大江委員)

今の議論はそうすると、情報の提供の条文自体が「市政に関する」の方がいいということか?

(横山委員長)

前で言うと、「まちづくりに関する情報」だった。

(庁内検討プロジェクトチーム)

そういう意味では「情報」というのはいくつか種類があるという議論をプロジェクトチームでさせて もらい、それがこの図になっているわけで、札幌の例などを見ながら、まちづくりに関する情報と市政 に関する情報、市民が持っている情報と提供しなければいけない情報というのはいくつか分かれている だろうと、それを明解に分けた方がわかるだろうということを議論した。

(丸藤委員)

確かに見ようと思ったら見ることができるとか、知ろうと思ったら知ることができるというのと、特にそんなに細かいことまでいちいちどんどん(出されても)というのはある。イメージとしては、私がまちづくりセンターで、担当部署とやり取りしている報告書なども請求があれば見せるが、それをいちいちホームページなどでは公開していないので、そこらへんを分けて考えた方がいいということだと思う、例としては。個人的には分けて考えた方がいいと思う。

(横山委員長)

そうすると、情報の提供の方を「まちづくりに関する情報」というようにすればよいということか。 (庁内検討プロジェクトチーム)

プロジェクトチームからの提案としてはそういうことである。ただ、情報の分け方というのが本当に これでいいのかという議論の部分があると思うが、いろいろ分けた方がいいのではという考え方である。 (横山委員長)

それでは、情報の提供の方を「市の保有する情報」から「まちづくりに関する情報」とし、情報の公 開の方を「市の保有する情報」ということにする。

個人情報の方はどうか。前回会議時から変更なしということだが、文章表現的にこれでよいか「市は市が保有する個人情報を適切かつ厳重に取り扱います。」

(川田委員)

ちょっと怖いかなと思ったことがある。請求開示等のところで、訂正・削除まで入れる入れないか、この章のニュアンスに含めるかどうかという話があったと思う。個人情報保護法というのは、情報取り扱い事業者という定義を定めていて、そこからは市は確かにはずされている。個人情報保護法自体には国および自治体はこういう制度を定めてそれを推進しなければいけないということは言ってはいないが、それに基づく国の指針に従って函館市では個人情報保護条例が作られている。ここで、基本条例を個別の条例の上位におくのだという考えでいけば、基本条例を振りかざして個人情報保護条例の範囲を逸脱して政治的情報などをどうだこうだという人がいれば困る。また極端な例で言えば、自分の戸籍の情報を訂正、削除しろなどの無茶なことをいう人もいるかもしれない。訂正、削除まで基本条例に書き込んだ場合、条例に基づいてこういうことを言われると困ると思った。

(横山委員長)

そうするとどうするのがよいか

(川田委員)

「等」の範囲をどういう風にとらえるかというところだが。

(庁内プロジェクト)

個人情報保護の主管である。確かにおっしゃるとおり。実際この条例ができてから、この条例にもとづいて内容をたどっていかなくてはいけない、立てていくということになる。かならずこれを入れてとか、かならず「権利として」ということを補ったりするということはある。現時点で定められておりまして、請求は権利なのでご自由にという、それを認めるか認めないかというところでは一般常識や条例になぞって判断しているところがある。制度的にもこの程度でしたら出していく。

(横山委員長)

個人情報保護条例には明記しているわけか。そうすると、むしろ「等」とするか、もう少し詳しく書くかという議論になるか。これも自治体的によって、全部入れて書いているところもあるし、情報の開示請求というところだけにとどめて書いているところもある。

稚内市だと「市は市の保有する個人情報について開示,訂正,利用停止など請求する権利を保障します。」と開示請求と訂正,利用停止まで入れている。個人情報保護条例がそうなっているのでそれをその通り書いたということである。できるだけ「等」を入れないという趣旨からすれば,本当はそういう方がいいのかもしれない。プロジェクトチームからするとどうか,入れてしまった方がいいか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

「開示等」でも良いが、その部分を特に「こういう権利がある」ということを打ち出したいのならば (入れて) 構わないと思う。

(横山委員長)

条例がそうなっているので。そこまで書く必要があるか、「等」という言葉で収めるかということである。

第2回の配布資料の中に函館市の個人情報保護条例があるが、その中ではそういう形で書いてある。 11条で「開示の請求等」12条で「訂正、削除または中止の請求」というのが入ってきている。ですから、入れるか、入れないか、個人情報保護条例とはなんら矛盾しないというということだが、どうか。 (市居委員)

よく使う文句で「・・・については別に定める」というのがあるが、個人情報保護条例があるので、 その別に定めた条例がそれだという風に書くのはわかりにくいか?

(横山委員長)

いかにわかりやすい表現にするかということをやろうとしているときに、「別に定める」ということになってしまうと(よくない)。できるだけわかりやすく書いた方がいい。「別に定める」とか「何条何項に基づいて」となってしまうと、せっかくの自治基本条例が(わかりにくくなってしまう)。

(川田委員)

解説書に入れるのはどうか?

(横山委員長)

では「開示請求等」ということにして、条文は開示請求に留めておき、後解説の中で利用停止などを入れる。

(川田委員)

吸収させておいて、それに基づいて、個人情報保護条例もすでに定められているということを書いて おけばどうか。

(横山委員長)

それでいかがか。

- 異議なし-

それでは, 私の方で少し整理する。

・ 第何章になるかわからないが、「情報の共有」という風にしたいと思う。情報の共有等の「等」は取

るということで。

- 「情報の共有」という条文は起こさない。
- ・ いきなり「情報の提供」の条文に入る:「市はまちづくりに関する情報を市民に積極的かつ迅速にわかりやすく提供し、情報共有に努めます。」2として「市は広報紙、ホームページをはじめとした多様な手段による情報の提供に努めます。」
- ・ 「情報の公開」:「市は市の保有する情報について市民の知る権利を保障し、原則として公開します。」
- ・ 「個人情報の保護」: 原案(プロジェクトチームの考えた文言) 通りとする。

以上でよろしいか。

最後にあらゆる議論がすべて終わった上でもう一回全体を見てどうかということは議論したいと思う。

3 前文について

(横山委員長)

続いて、丸藤委員の方から前文起草委員会について前回報告いただいたが、我々の方から意見をのべるということがなかったので、大体8割がた埋まったそうなので、われわれの方で意見を出して、そして修正その他加筆することがあるのではないかということで、前文委員会からの案を私たちの方で揉むということで、お願いする。

(丸藤委員)

自治基本条例前文案という3枚閉じのものが出ているかと思う。前々回の時に,起草委員会の方で今 の段階で案としてできているもの、ということで読ませていただき、説明も入れて照会したが、委員長 もお話したとおり、完成度が7割というか、点数として70点か80点かそのあたり表現は色々だが、 起草委員会の方でもこれが100点だとは思っていないし、これで100点にしてしまうというのも不 安。もうちょっといいものができるのではないかと思っている。前回は現時点でこういう状態でいると 言う説明をしただけで終わり、皆さんから意見をいただくこともなかったので、起草委員会としてはも う一度皆さんにこれを読んでいただき色々なご意見をいただき,それをまたもとに起草委員会の方で練 り直して、今70点か80点ぐらいなのを90点か95点ぐらいにしたもので再度出して、そこで最終 的にもう一度揉んで、最終的には100点にしてければ、または限りなく100点に近いものにしてい ければいいと思う。文章自体がすごく長いし、個々の表現だとか、構文、単語がこれでよいのかという ことも出てくると思う。中にはこれで100点という方がいるかどうかわからないが,いずれにしても, 一度皆さんから、例えばここをこう変えた方がいいというような具体的なことでもいいし、ここの意味 がわからないとか、こういうキーワードが欲しいとか、どんな観点でもいいので、意見をいただきたい。 ただ、ここであれこれだしてもたぶん結構きついかとも思うので、また、ここでやってあれよりこっち の方がいいというようなことも今すぐというわけにはいかないと思う。一度皆さんにゆっくり読んでい ただき、来週まで1週間あるので、事務局の方に意見を送っていただいて、それを起草委員会で参考に していきながら、点数を上げていきたいと思うので、ぜひ皆さんから意見を出していただきたいというこ とをお願いしたい。

(横山委員長)

それでは、来週4月24日までに、事務局(行政改革課)のほうにこの3枚目の方を送っていただければ、ということだが、今日も10分か15分くらい、これを読んだ範囲での感想ぐらいは話したいと思う。例えば、前回川田委員の方から「わが国最初の国際貿易港」というのは本当か?といった質問があったが、それを含めて色々あったら出していただきたい。ちなみに「わが国最初の国際貿易港」というのは、幕末から考えてということでよろしいか?

(丸藤委員)

そうである。色々な函館の各種パンフレットやこういった前文みたいなものでのいわゆる常套句のような部分もある。すごく歴史学的に厳密にいうとどうなのかというと、わからないが。

(横山委員長)

国際貿易港なら、室町時代にもある気がするが・・・。

(川田委員)

国際貿易港というか、函館が開かれた時点で、函館の町は相当人口があったはずなので、そこから書き始めてもいいものか。

(丸藤委員)

それも議論で話したのだが、たとえば縄文式土器の話は全然載っていない、南茅部の方も函館市だが。 そこまで例えば函館の歴史を入れていくと、函館の歴史文書みたいになってしまうので、起草委員会の 方では、函館という町がどういう町のイメージなのかという広く一般的なイメージを象徴するものと言 えば何かというところで、「最初の国際貿易港」というのがイメージとして良いのではないかということ を考えた。ただ将来的に南茅部の方も発掘が進んで、全国的に実はそこがすごくて、「函館といえば土器」 みたいになるかもしれないが、現時点では「最初の国際貿易港」がいいと思う。たしかにただ歴史的に 見ると、本当にこれが新しいかどうかとか、もっと過去に遡ってまちはスタートしているといわれれば その通りだが。

(大江委員)

私はこの間はなんということでのなかったが、やっぱり長崎じゃないかという気がする。長崎県人が 読んだら「おかしいのではないか」と思うのでは?こだわるつもりはないが、どうなのだろうと思わな いでもない。

(丸藤委員)

この辺は起草委員会のときも「本当に?」という感じは出ていたが。

(大江委員)

パンフならいいけれど、条例であるので。

(川田委員)

前文であるので、市民憲章に近いものかと思う。

(丸藤委員)

あと、何かあるか。前々回のときよりは一文一文までの細かなこちらの意図しているところまでは説明しなかったので、もし何かあれば説明するが。

あと、皆さんに一言いただきたいのは、一番最後のところで「よりよい函館にするために」という一

文を入れているところ。じつはこれは起草委員会の方でも議論があり、文章としてはその前の「まちづくりの原点となる函館市自治基本条例を制定します」で十分だと思う、言い表したいことはある程度言っていると思う。でも、ちょっと目立ちたいというか、個性を出したいというか、人と違うことをしたいということもあって、ここに「よりよい函館にするために」というアクセントを入れているが、これが良いか悪いかということは起草委員会の中でも意見が分かれるところであった。しかも、入れたいとしてもこの文言でいいかということもある。そこはぜひ皆さんに意見をいただきたいと思う点である。

(川田委員)

条文に書いているわけではないので、詩的な表現で悪くないと思う。

起草委員会の中でまとまったものがあるのか。

(丸藤委員)

いいえ。起草委員会の中では意見的には真二つに分かれ、ない方がいいという意見が少し多かったが、 あえてここで案の段階で入れて皆さんに出してみようかということになった。なので、これはない方が いいということになれば、入れないことにするかという感じでもある。

(横山委員長)

最後に想いがもう一つ入ったということだと思う。わかりやすい条例にするということであるから、 そういう面ではこういう文言が入っても問題はないと思うが。

(丸藤委員)

この条例自体が何のために作るかということを市民の皆さんにわかりやすくするために、これができることでまちがどうなるかといったときには、真ん中の3段落あたりもそうだが、最後のこれができると函館が良くなると簡単に言えるということがある。

後は、3段落目の真ん中辺りの文章にわくわくとか、敢えて普段入らないような表現も入れてみた。 これもひとつは子供たちから親しみやすくというのと、もう一つはこういう条例というと堅苦しさとい うのがあるので、もう少し親しみ感が出て、これをやるというときにまちがどうなると言った時に、選 挙の公約などのように硬くならずに、なんとなく気分として"夢"だとか"わくわく"だとか入れた方 が、イメージが湧くのかなと、そういう部分も含めて入れている。ここら辺もご意見いただきたい。個 人的には非常に好きな表現なので賛成していただければうれしい。

(川田委員)

委員会では、「わたしたち」という範疇については何か議論したか。

(丸藤委員)

範囲についての議論はしていない。たぶん市民ということだと思う。議論で出たのは、「わたしたち」を漢字にするか、全部ひらがなにするかというのは出てきて、これもより親しみがあるように、ひらがなの方が親しみ感がでるのではないかということで、ひらがなの表現になっている。

(川田委員)

これを委員会で作って、庁内プロジェクトの方が文章をきちんと制法性のあるものを作っていただき、 それから議会を通って初めて条例になる。その過程で前文にある「わたしたち」というのは誰という議 論が出てこないとも限らないという心配もある。

(丸藤委員)

ただ,他のところの前文でも大概"わたしたち"という表現で。たぶん後からの解説書などで、「市民」 というのはどこかという議論もあとから出てくると思うので、それとリンクしてくるかもしれないと思う。

(横山委員長)

ちょっとぼかした表現である,「わたしたち」というのは。その方がここは良いかもしれない。"私たち市民"というように出してしまうと,その後色々な条文の第何条とか言うときに「市民の役割」とか「市議会の責務」とか「市職員の責務」とかになってくるので,「わたしたち」というと全部入っているというニュアンスになる。固有名詞ではどうか,例えば「津軽海峡」とか「新幹線」とか・・・新幹線は函館まで来ない?

(丸藤委員)

新幹線を入れるというのは出なかった。

(横山委員長)

いずれは札幌まで伸びるだろうが、新幹線は北海道だと函館とか道南しかないので、入れてもいいのでは、特徴が出てよいと思うが。

(丸藤委員)

新幹線が来ることになっているが、賛成派と、新幹線が来たことによってまちがだめになるというというかピンチと捉えている人も最近増えてきているので、個人的にはきついかと思う。

(市居委員)

そういう意味では、"本州と北海道を結ぶ玄関口"というのがいいのではないか。海も、空もあるので 良いのでは。

(川田委員)

よくできていると思う。

(丸藤委員)

ありがとうございます。相当苦労した。思った以上に。

(横山委員長)

何回くらいやったのか (委員会を)

(丸藤委員)

6回。

(横山委員長)

ずいぶん回数を重ねている。今まで稚内と帯広をやったときに前文起草委員会はあったが、大体3~4回だった。こんなにたくさんやるとは思っていなかったので、大変な苦労だったと思う。

あと、何かあるか。

(市居委員)

「異国情緒漂う町並み」というところが、ここだけが漢字だが、この町を使うのか、行人偏の街を使 うのかということはどうか。

(事務局)

一般的に函館市でまち並みというのを使うときには、西部地区歴史的町並みとか、そういうときには どちらかというとこの"町並み"を使っている。街並みとなると、起草委員会の中ではどちらかという と構築物というイメージが強いという話になっていたと思う。町全体というイメージで町並みというこ とになった。

(丸藤委員)

4段落目の後ろの方に、「生き生きと行動できる市民社会をつくることが必要です。」とあるが、この "市民社会"という言葉だが、この言葉については私たちは説明を受けて納得したが、それが伝わるか どうか。皆さんが"市民社会"と見たときにイメージはどうなのか。

(横山委員長)

"市民社会"自体はちょっと難しい表現だ。

(丸藤委員)

ここだけ専門用語っぽい言葉がぽんと出てくる。

(横山委員長)

これを入れない場合はどういう表現になるか。

(丸藤委員)

それはまた、難しい。つまり、良い表現がなくて、どういうのがいいかと言った時にやっと"市民社会"という言葉が出てきたものである。でもこれを簡単に表す良い言葉というのがなかなか無くてということがある。これを踏まえて皆さんから意見をいただきたい。

(横山委員長)

"地域社会"とか"地域",あるいは"社会"とか。"市民社会"という一つの言葉になってしまうと、なかなか学問的にも難しい、定義づけが。

(丸藤委員)

何も考えないで、"市民社会"と流して読むと「ああそうかな」と何となく思ってしまうが、たぶんプロの方が"市民社会とは"というところまで見てしまうとどうだろうと思う。でもイメージとしては"市民社会"というのも良いかと思う。起草委員会の中では詳しい説明を聞いて、なるほどと思った。その説明を私はできないが、インターネットなどで調べてみても結構難しい言葉で出てきて、市民社会とはなんぞやという定義をなかなか簡単に言うのは難しい。

(横山委員長)

これはとても難しい言葉である。例えばどこかの町が条例作っても、"町民社会"とはならない。やっぱり"市民社会"である。これは一つの固有名詞である。

(大江委員)

議会などでもめる可能性はあるが、私としては入れても異存はない。

(横山委員長)

もともと市民社会自体は、ヨーロッパ的な定義である。

"地域"とか"地域社会"とかの方がよいのでは。

(大江委員)

「生き生きと行動できる」という形容句を、「市民社会」というところに繋げたいという想いがあると思う。"生き生きと行動できる地域社会"というのはどうかと逆に思う。

(横山委員長)

当然文章を少し変えるということが必要かとは思うが。「生き生きとした地域社会」とかそのような感じで。あと「行動」という言葉を2回使っているが、ちょっと多いかと思う。前の行と後の行と、非常に近いところに出てくるので。

(川田委員)

難しいと言えば、最後の段落に急に難しい単語が出てきている。「自ら」と「主体的」というのは同じではないかということもある。

さっきの市民社会のところだが、行動するのはひとりひとり、つくるのもひとりひとり、あくまでも 主語はひとりひとりということでよいか。何か、つくるのに主語がないように読める。

(横山委員長)

ひとりひとりが、「市民社会をつくる」の方にも、両方にかかっているのではないか。そういう意味では難しい文かもしれない。

(大久保委員)

このなかに「わたしたちは」という言葉があるので、"みんなで"という意味がたぶん含まれていると思うが、担い手である市民、議会、行政の役割、関係などを明らかにして、協力し合って、お互いにつくっていくというような、どこかで"協力"という言葉があってもいいかと思う。しかし「わたしたちは」という言葉も入っているし、全体を読んでみるとすごくバランスが整っているのでどこに入れればいいかはわからないが。

(横山委員長)

"協力"とか"協働"などか。

(大久保委員)

そういうものが前文に入っているといいかと思った。

(横山委員長)

それではその辺も起草委員会の方で検討いただくということにする。それでは、4月24日までにということなので、なにか気がついたら書いて出していただくということにしたい。

4 参画・協働について

(横山委員長)

つづいて参画・協働のほうに移らせていただく。参画・協働については市居さんと川田さんから、 出されている。あと、板本さんから意見メモが出されている。これを読んでいただくこととする。

(川田委員)

私の提言は、中項目で3枚に分けてある。中項目は「市民参加」「地域の役割」「市民活動」についてそれぞれ書いた。それぞれ必要なので「有」に丸をつけ、必要性は何かということで私の持論を書

いている。あくまでもそこに住んでいる人、活動している人がまちづくりの基本である。そして市役所の機構あるいは職員というものはその人のためにあるものでしょう、ということ。これから将来に向かって函館市が飛躍的に発展する可能性というのはあまり無いのではないか、やはりこれからの人口構成を考えると現在持っている巨大な機構を維持できるはずも無い、現在のように市民の方も市役所にまかせっきりにしたのでは、高負担、高い税金を納めさせられるか、あるいはサービスレベルを下げるかいずれかを選択する以外なくなってしまう、先行きが大変だ、ということを言いたいわけである。いずれも選びたくないとすれば、考えられることは自分のことは自分でする、という自助・自弁に向かわざるを得ない。そしてこのために先は長いけれども第一歩としてこの基本条例の中に市政への参加、市民が自分でできることは自分でして、市に対しても言いたいこと(は言う)、手伝えることは手伝うというような、そういう市政への参加を規定する意義はあるのではないか、というのが必要性の理由付けである。一枚目の3項目、やはりそうなると、市民の参加、市民の責任、市民の義務という単語は選ばざるを得なくなるかと思う。それから4番目、これは大項目全体について言いたかったことだが、投票率が毎年全道最低のまちである、その市民をどうしたら市政に関心を持ってもらえるか、ということを第一にこの章の文章を考えたいということである。

それから2枚目,「地域の役割」という中項目についてこれについてもやはり書く必要があるということで"有"に丸をつけている。意義や必要性については,"自分のまち"という想いはあまり多くの人や広い地域を単位にすると持ちづらい,こういう概念を作りにくい。まちづくりには相互に顔を覚えられる程度の人数での活動が不可欠である。現在の町会活動は担い手の高齢化と不足が深刻であり,資金面の制約も厳しい。安心・安全の基盤として町会に限らずとも何かコミュニティ活動を奨励する規定を書いた方がいいのではないか。町会を否定するわけではない。町会も、町会として活躍していただくがそれと並列的な何かを書いてもおもしろいのではないかと思う。3番目の項目は、この目的を達成するために「地域の連携」,「地域の組織」そして「主体性」といった単語を入れてみてはいかがか。

3枚目「市民活動」という中項目で、希薄になりつつある人間関係をとりもどす、合わせて文化・芸術を奨励し、知性・理性を磨く場を確保すると、難しい単語を並べてしまったが、何かカルチャースクールのようなことを念頭において書いてみたものである。この項目に盛り込みたい言葉として「文化」「学習」「交流」「街づくり活動」こういったことを基に文章を作ってみてはいかがか。(市居委員)

私も3つある。1枚目は「市民参加」ということで、やはり"有"ということにした。この項目の 意義や必要性としては、住民の主体的な参加を定めるということなので地方自治の基本だと思うので ここは当然必要と考える。後は市政に関する企画、実施、評価する過程だとか、いろいろなところで 参加の機会を確保していくものだろうと思ったので、このようにした。盛り込みたい言葉というのは 「参加機会の充実」ということだが、これに類似するものなら何でも良いと思う。

2つ目は「市民協働」ということで"有"とした。市民参加と同様で住民の主体的な協働ということを定めるものなので必要だと思う。多様化するニーズや地域の課題に対して地域組織やNPO法人などの市民活動との協働は必要不可欠だとおもう。盛り込みたい言葉は「協働の推進」。

3つ目は「地域の役割」で、私は地域を構成する町内会、自治会が住民自治活動の中核をなすということは既定の事実で、そこにすむ住民の相違を反映できる組織だろうと思っている。町会、自治会は、NPO 法人などとも連携していかなければいけない、そして地域課題の抽出や地域福祉を推進していかなければならないと思う。そして盛り込みたい言葉としては「地域組織」ということであるが、これも特にこだわりはないので、皆さんの意見の中で作り上げていければいいと思う。

本当は4つ目にパブリックコメントというのを作りかけていたが、そこまでいけなかった。 (横山委員長)

あと、板本さんからも出ているので、これも参考にしていただきたい。

それと、私の委員長メモの2ページから3ページにかけて書いてあるが、5番の住民投票について はこれは改めて何らかの形でもし住民投票を入れるとなればそこで議論することとして、コミュニテ ィまで見ていただきたい。一応私の方で整理したのは最初「参画か参加か」ということだが,お二人 (川田委員, 市居委員) も「市民参加」という言葉が入っているので, これが"市民参加"か"市民 参画"かということになる。最後に議論してもいい話かもしれないが。「参画」というと主体的なニ ュアンスが強いというのが一般的な意味である。だから男女共同参画社会などというふうに使われる。 「参加」というとある程度用意されたものである,というように言われている。そういう面で言うと 主体的なニュアンスが強いということで「市民参画」と言う方がいいように思えるが、しかし「参加」 の方が市民にわかりやすいというメリットがある。なのでどちらをとるのかということで一つある。 それから、市民が参画しないことによる不利益を規定する必要があるのかどうかということ。これ は参画・協働のところに入れるのか,市民の役割のところに入れるのかわからないが,市民がまちづ くりに参画する権利の保障のみを規定するのがよいのか、あるいは市民が参画する必要があると責務 を規定する方がよいのか。特に責務を規定するとしたらここに入れるのがよいのか,市民の役割,責 務の方に入れる方がよいのかということがある。いずれにしても市民が参画する必要があると規定を した場合には不利益規定「市民が参加しないことによる不利益は無い」ということを入れた方がいい のかということがある。そしてそれをどこに入れればよいのか。この不利益規定というのは難しい。 帯広市では何だかみんなまちづくりに参加しなければいけないというようになってしまうと、あまり

それから、参画する仕組みの充実整備という具体的なことは入れないでいいのかということがある。 参画する仕組みというと、市民が計画の制定改廃で意見を述べたり、施策の実施などで意見を述べたりする仕組みの充実、整備やワークショップや審議会、パブリックコメントなどの仕組みの充実整備などが考えられる。今日の議論の中にあったような情報共有の中にあったような意見を表明して、市がそれを生かしていくとかいうことも関係する。このような市の施策をどこまで書くのが良いのか、条例の抽象性を考えたときのバランスの問題が出てくるだろうと思う。かなり具体的に書いた方がよいのかどうかということ。協働の基本原則は何かということで、下線部をひいたのはこういったことがキーワードかと思い引いたが、協働の基本原則としては「市民と市が相互理解の下でそれぞれの役割分担を担いながら、協働したまちづくりを進めなければならない」、とか、「市は協働を推進する施

にも強制的なニュアンスが強いのではないかということで、この不利益規定を入れた。稚内市では不

利益規定を入れない代わりに、非常に表現を和らげるということをやった。

策を整備するとともに、協働が実のあるものになるよう努めなければならない。市は協働の取り組みを進めるにあたっては市民の主体性、自主性を尊重しなければならない。」こういった文言や対等のパートナーなどが基本原則として盛り込まれるのかどうか、さらに、協働の取り組みへの機会の拡大や参画、協働のきっかけ作りに市が努力するとか、協働の担い手に対する人材育成とか団体相互の情報交換や活動拠点の確保といったものも盛り込む必要があるのか、といったこと下線のような言葉をキーワードとして考えているということである。

それから6番コミュニティだが、「コミュニティ」定義は必要か。町内会、ボランティア団体、NPO、老人クラブなどいろいろ定義するのか、それとも定義はしないでぼかすのか、というところ。それと「コミュニティ活動」の方を、具体的に書くのがよいのか、あるいはコミュニティについて抽象的に書くのが良いのか。例えば、コミュニティの自主性、自立性の尊重、地域社会の中で重要な役割がある、というような形で書くのが良いのか。あるいはもっと具体的に防犯、防災、子育て、高齢者の安全、高齢者の介護などについて具体的なコミュニティ活動として書いた方がいいのか、あるいはそれに伴う市の果たす施策についても書く方がいいのか。こういったところが論点になるのではないか。つまりどこまで具体的に書くのがいいのか。どうしても協働とか参画なので、少し具体的に書かないとイメージが湧いてこないかもしれないという気もする。かといってあまり具体的に書きすぎても、条例なのでどうかというそういう難しさはあると思う。

函館市で協働の指針があれば、そういうものを基に自治基本条例も作れるのだが、残念ながらそういうのが無いというので。そういう意味ではフリーにどんどん議論できるということでもあるが。

(庁内プロジェクト)

協働の指針は、策定する予定なので、ここでの議論も踏まえて作成したいと思う。

(横山委員長)

それでは議論をしていく。おそらく、「協働・参画」というような大項目、テーマになると思うが。 あるいは「参加・協働」。その中の中項目は、二人(川田委員、市居委員)から共通で出ているのは、 「市民参加」と「地域の役割」。川田委員のほうはあと、「市民活動」というように出ている。市居委 員のほうは「市民協働」という言い方で出ていた。こういう中項目の立て方はどうか。

(市居委員)

私が中項目を決めたのは、第6回のときに示されたもの(条文に盛り込むべき項目のリスト)を軸にしながら、見ながらやったことである。私の場合、"これに類似するものがあればよい"というのは、おそらく同じような言葉が出てくるのではないかと思ったので、その言葉にはこだわらず同じような中身であれば良いのではないかとおもった。

(横山委員長)

第6回のときに各委員から出してもらったもの(条文に盛り込むべき項目)を事務局で整理したものがある。そこで、参加・協働に関すると思われる項目ということで、「市民参加」「市民参画」「参画の推進」「参加の推進」、一応ここでは"参加"と言わせていただくが、「市民参加」ということで、4人の委員、「参加の推進、促進」ということで3人の委員、「参加機会の充実、提供」「直接参加の推進」という形で市民参加について出ている。協働ということで、ほとんどの委員が、「推進」「精神」

「原則」といったものを出している。それから、地域の役割、市民活動ということでも、やはりほと んどの委員から出ている。パブリックコメントといった制度的なものをどう入れるかというのは後で 行おうと思う。また,住民投票,条例制定も別途おこなう。大きく言って「市民参加」「市民協働」「地 域の役割」「市民活動」というこういう感じだと思う。ですから大体これに沿ってやっていこうと思 う。それから委員長メモを参考にしていただいて、「市民参加」から入りたいと思う。いくつかの条 例がある。たとえば、第1回目の資料のニセコ町、帯広市、稚内市の条例を参考にすると、ニセコ町 だと第4章に「まちづくりの参加の推進」第8章の「まちづくりの協働過程」が入っている。たとえ ばニセコ町の場合だと、第4章には、「まちづくりに参加する権利」が第10条、「満20歳以下の町 民がまちづくりに参加する権利」というのが11条、「まちづくりにおける町民の責務」が12条「ま ちづくりに参加する権利の拡充」が13条。それから第8章では「計画過程への参加」「計画の策定 等における原則」「計画策定の手続き」「計画進行状況の公表」といったようなことが出ている。なの で、むしろ参加のほうに実際には協働の視点がかなり入っている。こっち(第8章「まちづくりの協 働過程」) はむしろ計画,町の施策との兼ね合いでの協働過程と考えていいかと思う。それから稚内 市のほうは,「参画と協働」という第4章がある。稚内市は"参画"を選んだのだが,「市民の参画」 「参画の推進」「協働の推進」というまとめ方をしている。帯広市は、やはり第3章「参加・協働」 で、「参加機会の充実」「協働の推進」「コミュニティ活動」「パブリックコメント制度」というような 形で載せている。こういったものを参考にして、「市民参加」ということで議論いただきたい。

具体的には市居委員がかなり具体的に書いている。「市政に関する企画・実施および評価の過程において参加の機会を確保します。」という表現を使っている。おそらく「市民参加」ということで一条立てたいところと思うが、そのときにどういう表現にしたらよいのか。どの程度詳しく書くかという問題もあるが。やっぱり、何らかの形で「市民参加」ということを書く必要はあると思う。漠然と市民参加とするよりは、市居委員のように、「市政に関する企画、実施と評価の各段階で参加」というようになるだろう。総合計画みたいな、各種計画を指しているのだろうか。

(市居委員)

計画も含めているのだが、いろんなところに参加していかないとだめだと思うので、それを「市民 参加」というところできちんと規定をして、項目とすれば「参加機会の充実」ということで、回数、 場所などそういったものも含めて広く確保する、という意味でつけてみた。

(横山委員長)

まさに市政全般について、企画段階から実施そして評価の面まであらゆる過程において参加機会を 確保すると、かなり具体的に書かれているわけである。

(丸藤委員)

今でも、いろいろな委員会があって、一般公募も含めてやっているが、それをもって市民参加というかというとそうではなく、もっと積極的に、ということか。

(横山委員長)

今の市居委員の意図するのは、完全に積極的なものである。市政全般についての企画、実施、評価 の過程であるから。

(丸藤委員)

そのあたりもきちんとわかりやすくしたい。アリバイ作りみたいにしてとりあえず意見を聞いたというレベルではなく、ゼロの段階から一緒になって考えていくことが必要だし、考えたからにはきちんと評価もして、というところまで全部一緒にやることが必要だと思う。もちろん機会が必要だと思うし、「機会」というものの中に含まれているとは思うが、そういう仕組みからして(市民の意見などを)取り入れていくのだということがわかればいいと思う。あと、市民参加にしても参画にしても、「市民」とは何かということがある。行政と市民とが別の枠組みの中で、会って参加、協働というイメージではなくて、まず全員同じひとつの市民という枠の中で、たとえば役所に勤めている立場の人、たまたま学生やっている人、たまたままちづくりセンターにいる人とか、いろいろいて、それで一緒に考えていくのだというイメージが伝わればいいと思う。表現であれば、こういう形になるのかもしれないが、市民の捉えとは何というところも、必要だと思う。

(横山委員長)

それも議論しなければいけないが、今日は難しいので次回とする。市民というものをどの程度まで 広げるかということになる。おそらくこれは、何らかの形でこの条例は市民をどう定義しているかと いうことを入れていかないといけないと思う。

たとえばひとつは、市居委員のように、企画、実施、評価の過程というように、相当強い意味をこめている、これ以上強い言葉はないといっていいくらいの意味で述べている。そう強い表現をするのか、それとも、市政への市民参加の機会を確保しているといったような、市民参加という言い方にしておいて、具体的に"企画、実施、評価の過程"というようなことを入れない表現というのが両極端だと思う。あるいは、その中間のような表現があるのかどうか。

それからもうひとつは、"参加の機会の確保"という言葉がいいのか、もう少し強い言葉、"参加の権利"などにするのがいいのか。それから、"参加の権利"としたときに"参加の義務"を持ってくるのか。いかがか。

(川田委員)

私は強い表現でいいと思う。参加しないと不利益をこうむると書いてもいいと思っているくらいである。

(丸藤委員)

私も強い表現でいったほうがいいと思う。

(横山委員長)

稚内の場合だと、市居委員の言うような形で書いた。第8条「市民はまちづくりに関する重要な計画の策定、実施と評価の各段階に参画することができます。」

帯広はそうではなく、第3章参加・協働の第7条「市は市民がまちづくりに参加する機会の充実に 努めなければなりません。」という表現。皆さんはどちらを選べばよいかということになる。

それから、帯広のほうは「参加する機会の充実」と書いてあるが、稚内市のほうは「参画することができます」という表現になっている。そのような意味でも強い表現になっている。そしてその中間があるかということ。この辺は、今日は時間が来たので、次までに考えてきてほしい。

庁内プロジェクトのほうからは何かあるか。

(庁内プロジェクト)

強い表現だと、函館市はいったいどうなっていくのか、また弱い表現だと今の市民はどう思うのか。 函館市民や行政は何が変わるのかを考えながら考えていただきたい。

5 その他

(横山委員長)

事務局のほうからは何かあるか。

(事務局)

次回は今回の延長ということでよろしいか。

(横山委員長)

おそらく、5月2回の委員会は「参加・協働」で終わると思う。自治基本条例の中で「情報共有」のところと、この「参加・協働」のところが一番根っこの非常に大事な部分になるので、ここをしっかりやっていきたい。住民投票もやるとなれば、住民投票に関しては議論よりも事務局から説明、解説を事務局のほうからしていただかないと、わからないところである。なので、「参加・協働」「住民投票」まで入ると、6月までかかるかもしれない。後は順調にいくのではないかと思う。

(大江委員)

市民参加については、今ぜんぜんやっていないわけではなく、総合計画にはじまってさまざまな施策を作るときにさまざまな形で市民参加がなされているが、現状はどうなっているのかということがある。われわれの宿題を解く参考として、簡単でいいので市民参加といわれうるような機能をもった仕組みや実態がどれくらいあるのか、どういう形であるのかを、いただければよりよく考えることが可能ではないかと思うが。

(事務局)

出せると思う。事務局と、庁内プロジェクトと、市民協働推進担当とでまとめてみたい。

(横山委員長)

それでは、今日はこれで終わりとする。

6 閉会